

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十九号

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一条例別表第一第九号の規則で定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第一第十号の規則で定める事務	
一 保護を必要とする状態にある外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	
二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二十四条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う外国人に対する保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
三 生活保護法第二十九条第一項の規定に準じて行う外国人に対する保護に係る資料の提供等の求めの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	
四 生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う外国人に対する就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
五 生活保護法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う外国人に対する進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答	
六 生活保護法第五十五条の八第一項の規定に準じて行う被保護者健康管理支援事業の実施のために必要とな	

る外国人に関する情報の収集又は整理に関する事務

七 生活保護法第六十三条の規定に準じて行う保護に要する費用の返還の対象となる外国人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

八 生活保護法第七十七条第一項、第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項から第三項までの規定に準じて行う外国人に対する保護に係る徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う外国人に対する保護に係る徴収金の徴収を含む。）の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

別表第一条例別表第一第十号の規則で定める事務の項中「別表第一第十号」を「別表第一第十一号」に改め、同表条例別表第一第十一号の規則で定める事務の項中「別表第一第十一号」を「別表第一第十二号」に改め、同表条例別表第一第十二号の規則で定める事務の項中「別表第一第十二号」を「別表第一第十三号」に改め、同表条例別表第十三号の規則で定める事務の項中「別表第一第十三号」を「別表第一第十四号」に改め、同表条例別表第一第十四号の規則で定める事務の項中「別表第一第十四号」を「別表第一第十五号」に改め、同表条例別表第一第十五号の規則で定める事務の項中「別表第一第十五号」を「別表第一第十六号」に改め、同表条例別表第一第十六号の規則で定める事務の項中「別表第一第十六号」を「別表第一第十七号」に改め、同表条例別表第一第十七号の規則で定める事務の項中「別表第一第十七号」を「別表第一第十八号」に改め、同表条例別表第一第十八号の規則で定める事務の項中「別表第一第十九号」を「別表第一第二十号」に改め、同表条例別表第二十号の規則で定める事務の項中「別表第一第二十号」を「別表第一第二十一号」に改め、同表条例別表第二十一号の規則で定める事務の項中「別表第一第二十一号」を「別表第一第二十二号」に改め、同表条例別表第二十二号の規則で定める事務の項中「別表第一第二十二号」を「別表第一第二十三号」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。